者 道 府 県 保健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における 特定患者等の特例郵便等投票の円滑な実施の要請

本年執行される第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査においては、先の通常国会において成立をみた特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和3年法律第82号)に基づく特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法(以下「特例郵便等投票」という。)が初めて全国的に実施されることとなります。

既に「特定患者等の特例郵便等投票及び濃厚接触者の投票について(通知)」(令和3年6月18日付け総務省自治行政局選挙部長、総務省情報流通行政局郵政行政部長、厚生労働省健康局長通知。以下「通知」という。)において周知しているところですが、別添の通り、今般、総務省自治行政局選挙部より、厚生労働省健康局長宛へ再周知の依頼文が届いているところです。

通知及び今般の依頼文を踏まえ、貴職所管の各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部(局)におかれては遺漏なく対応いただくとともに、関係各所への周知をお願いします。